

吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業
募集要項

公募型プロポーザル方式

令和7年（2025年）6月18日

吹田市環境部環境政策室

1 スケジュール

手 続 き 等		時 期
募集要項等の公表		令和7年6月18日（水）午後1時から 令和7年7月2日（水）正午まで
応募申込み		令和7年6月18日（水）午後1時から 令和7年7月2日（水）正午まで（土・日曜日を除く）
破砕選別工場 べール品確認	受付期間	令和7年6月18日（水）午後1時から 令和7年7月2日（水）正午まで（土・日曜日を除く）
	確認日	①令和7年7月15日（火）午前9時から正午まで ②令和7年7月16日（水）午前9時から正午まで
応募資格決定通知	※1・※2	令和7年7月10日（木）
質疑受付・回答	受付期間	令和7年7月16日（水）午前9時から 令和7年7月23日（水）午後5時まで
	回答予定日	令和7年8月1日（金）
提案書等の提出		令和7年8月4日（月）午前9時から 令和7年8月18日（月）午後5時まで
プレゼンテーション審査		令和7年8月27日（水）
優先交渉権者の決定及び通知		令和7年8月下旬（予定）
協定の締結 ※3		令和7年9月下旬（予定）
契約の締結		令和8年3月（予定）
ペットボトルべール品引き渡し		令和8年4月1日から

※1：呼称については、応募申込時点では「応募者」、選定された応募者は「優先交渉権者」、協定締結以降は「事業者」とします。

※2：応募資格決定通知書にて、べール品確認及びプレゼンテーションの実施日時について、詳細をお知らせします。

※3：協定及び契約締結について、本市で対外的に今回の業務について情報発信を行う式典などを開催する場合には、同席を依頼することがあります。

2 公募の趣旨、概要等

(1) 事業名称

ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業

(2) 趣旨

吹田市では、「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「計画」という。）に「MOTTAINAI」（もったいない）を基本理念として掲げ、豊かな人的・社会的資源を活かし、市民・事業者・行政の三者協働により、3Rを前提としつつ、大量生産・大量消費・大量廃棄による様々な環境問題を解決し、限られた資源を最大限に活用し、世界の人々が安心できる食生活にも寄与する循環型社会・脱炭素社会の実現を目指しています。

本市においては、ペットボトルは拠点回収を実施しています。破碎選別工場に集約し、圧縮・梱包した後に、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）との契約に基づいてペットボトルベール品として引き渡し、再商品化事業者により再資源化されていますが、再資源化の用途は本市では選択することができず、繊維やシートなどペットボトル以外の用途に再生されることもあります。

こうした状況を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向け、限りある資源を有効活用し、計画に掲げる「多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築」を促進するため、ペットボトルを同じ用途に再生し使い続けることができる「ボトル to ボトル」を、本市と協働で実施する事業者を募集します。

募集及び選定にあたっては、応募者（法人または法人連合体）の様々なノウハウを活かした提案を求める公募型プロポーザル方式を採用することとし、本市において設置する選定委員会にて優れた提案を応募者の中から選定し、優先交渉権者1者を決定します。

優先交渉権者は本市と「吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業に関する協定」を締結し、協働して「ボトル to ボトル」の推進に取り組んでいただきます。

(3) 事業概要

ア ベール品売却事業

(ア) 概要

- a 国内においてペットボトルへの再生を行うこと。
- b 買い受けたベール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境への悪影響等を発生させず、持続可能な体制で国内での資源循環を図るボトル to ボトルの再資源化ルートが構築されていること。
- c ペットボトルのキャップ、ラベル及び残渣等について、他用途への再資源化や廃棄物としての適切な処理の方法を確保していること。
- d 厚生労働省による「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（以下「厚生労働省ガイドライン」という。）に基づく安全性の判断基準を満たすなど、適切な製造品質管理を行うこと。
- e 熱や電気の使用によるプロセスコストを抑え、石油由来のペットボトルに比べ生産の過程で排

出される二酸化炭素排出量を低減すること。

f 契約期間中及び終了後に再資源化及び残渣の処理の状況等の報告を行うこと。

(イ) 売却物件

吹田市破碎選別工場で圧縮・梱包したペットボトルベール品（以下「ベール品」という。）

a 寸 法：幅約 430mm×長さ約 640mm×高さ約 350mm（別紙 1 のとおり）

b 重 量：約 15～20kg

c 結 束 材：PPバンド

d 搬出時荷姿：事業者との協議により対応可能です。パレットは事業者提供していただきます。

なお、現在は 1 パレットあたり 15 ベール（ベール 5 個/段×3 段積み）の上に 1 パレットあたり 10 ベール（ベール 5 個/段×2 段積み）を積み上げています。パレットの材質はプラスチック製です。

e ベール品質：容り協品質調査 総合判定ランク及び落札金額（税抜き）

令和 4 年度：容り協判定結果【A】

上期：76,767 円/トン

下期：145,000 円/トン

令和 5 年度：容り協判定結果【A】

上期：75,600 円/トン

下期：55,600 円/トン

令和 6 年度：容り協判定結果【A】

上期：70,000 円/トン

下期：105,100 円/トン

f 1 日に製造できるベール品：1 台稼働時約 40～50 ベール、2 台稼働時約 75～80 ベール
（平常時は 1 台稼働。盛夏等繁忙時は 2 台稼働）

(ウ) 売却量の決定

a 年間予定量：220,000kg（本件募集における売却予定量）

注：売却予定量は令和 6 年度実績排出量を基に算定したものであり、売却量を約束するものではありません。

b 参考：令和 6 年度容り協への引渡数量（月ごと、年間 217,370kg）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
12,760kg	19,120kg	19,300kg	19,610kg	26,100kg	26,190kg
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
19,280kg	19,070kg	12,480kg	18,570kg	12,430kg	12,460kg

c 売却量決定方法

引渡し都度、吹田市資源循環エネルギーセンター（吹田市千里万博公園 4 番 1 号）に設置している計量器によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車両 1 台に係る売却量を決定します。

(エ) 売却期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(オ) 契約方法

物品売買契約（ボール品1kgあたりの単価契約）

契約期間は令和8年4月1日から1年間とし、半期毎に売却単価を見直しいたします。これは、協定期間が延長となった場合も同様とします。ただし、売却代金の未納などが生じる等の契約の履行の確認ができない時は契約されません。

なお、協定及び契約については、本要項12ページもご参照ください。

(カ) 売却価格

本件募集における提案金額（単価）

提案金額は、本市が指定する最低保証単価に加算する割合を提案するものとします。単価の単位は1kgあたりとします（小数点第3位以下切り捨て）。また、提案金額には消費税及び地方消費税を含みません。

なお、売却価格は毎年9月及び3月に見直し、それぞれ10月及び4月売却分から適用します。

【指定する最低保証単価】

容り協で実施している「PET ボトル分別基準適合物（ボール品）の品質ランク区分及び配点基準」と同様の品質調査を事業者が実施し、本市の品質ランクを決定するものとします。本市の品質ランクを基に、容り協において公表される最新の「指定保管施設別 品質調査結果一覧表」において品質ランクが同ランクの大阪府内の指定保管施設のうち、総合評価点数が上位5位の施設について、「市町村指定保管施設ごとの落札結果一覧（PET ボトル）」より落札単価の平均値を求め、平均値を1000で除した値を最低保証単価とします。（小数点第3位以下切り上げ）

(キ) 引渡場所

大阪府吹田市千里万博公園4番3号

吹田市破碎選別工場内指定場所（1階ペットボトルヤード別紙2のとおり）

(ク) 引渡方法及び積込方法

- a 引渡方法は、置場（(キ)の引渡場所）渡しとします。
- b 運搬車両は、事業者が調達するものとし、積込作業は、本市があらかじめ指定する者の立合いのもと、事業者が行うものとします。
なお、使用可能な車両サイズは10トントラック以下に限ります。10トン超の車両は進入できません。
- c 資源物積込の際は、本市が準備する専用の積込車両（フォークリフト）（最大積載加重2.230トン）を使用することができます。また、パレットについては事業者が提供してください。
- d 事業者は、引渡の都度、運搬車両ごとの積込数量及び重量について、本市があらかじめ指定する者の確認を受けることとします。
- e 運搬車両は、ボール品が積載可能であり、cの積込車両を用いて容易に積込み作業が可能であるとともに（ウ）cの計量器で計量可能な車両を使用してください。
- f 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守してください。また、過積載等の違反行為を禁じます。なお、停車時には、アイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めてください。

また、破碎選別工場は準工業地域に立地しており大型車の往来が多く、万博記念公園の外周道路に近接しており、車両の往来が激しいことから、周辺道路での駐停車を禁じます。やむを得ず駐停車が必要な場合には、破碎選別工場の車両専用駐車スペースを使用してください。

(ケ) 引渡日時

- a 引渡日時については、引取日の1週間前までに、本市があらかじめ指定する者から通知します。また、引取時間については、午前9時から午後3時（正午から午後1時を除く）までとします。

なお、バール品のストックヤードは屋根付きで、約450バール保管可能です。各月の売却予定量に応じて、概ね週1回程度の引取をお願いします。

- b 事業者は、破碎選別工場の運営に支障をきたさないよう、引取日には必ず引取を行ってください。緊急的に引取が必要となった場合には、本市があらかじめ指定する者と協議のうえ引取をお願いします。

(コ) 残渣処理

- a 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、事業者の責任において適正に処理してください。

- b 残渣の処理に係る費用は、事業者の負担とします。

イ 啓発事業

ボトル to ボトルに係る持続可能な循環型社会の形成と環境負荷の低減に向けて吹田市民に対し、訴求力の高い啓発事業を事業者の自由な発想のもとで本市と協働で実施していただきます。

(ア) 啓発事業実施期間

協定締結期間内とします。

(イ) 啓発事業の実施について

当該事業は、双方あらかじめ相手方に通知し、事業内容について双方協議のうえ実施するものとします。

(ウ) 事業で発生する費用等

当該事業で発生した費用については、全て事業者での負担をお願いします。ただし、本市職員に係る必要な経費（交通費等）は本市が負担します。

3 応募者の参加資格等

応募申込にあたっては、様式3「申込資格誓約書」の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない場合は欠格とし、審査を行いません。

4 応募手続

(1) 募集要項等の公表

・配布期間	令和7年6月18日（水）午後1時から令和7年7月2日（水）正午まで
・公表方法	吹田市ホームページに掲載します。 （「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」）

(2) 応募申込み

本事業に応募を希望する者は下記アに記載の書類を作成のうえ、連絡用メールアドレスから PDF 形式で送付し、原本は持参又は郵送にて提出してください。(令和7年7月2日(水)正午までに必着)

なお、本市が受信できるメール1通の最大容量は約10MBとなりますので、容量がこれを超える場合は適宜分割しての送信をお願いします。

・受付期間	令和7年6月18日(水)午後1時から令和7年7月2日(水)正午まで (土・日曜日を除く)
・送付先	吹田市環境部環境政策室 資源循環担当 住所：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 メールアドレス： k_genryo@city.suita.osaka.jp 件名には、【ボトル to ボトル事業の応募(〇〇(団体名))】と記載してください。

ア 提出書類

各書類の大きさは、A4判(縦方向)を基本とし、どうしてもこれにより難しい場合は、提出の際メール本文にその旨を注記してください。また、提出にあたり PDF 形式に変換するときは、項目ごとにまとめたうえで、内容をファイル名に記載するなど、わかりやすく整理をして下さい。

(ア) 応募申込書

- ① 様式1-1：応募申込書(代表法人用)
- ② 様式1-2：応募申込書(構成法人用)
- ③ 様式2：市税調査に関する誓約書兼承諾書(押印が必要です。)※1
- ④ 様式3：申込資格誓約書(押印が必要です。)※2

※1：様式2の提出は、申込書記載の所在地が吹田市内にある法人に限ります(法人連合体の構成法人についても同じ)。

※2：様式3は、代表法人及び構成法人の全てが各1通作成して提出してください。

(イ) 応募者の概要等を示す書類

- ① 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)
- ② 直近1年の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)
- ③ 定款等
- ④ 法人概要(株主等の構成がわかるもの、企業グループ図を含む)
- ⑤ 類似業務経歴書(任意様式)

※ 構成法人がある場合は、いずれも全者の添付書類が必要です。

(3) 破碎選別工場のべール品の確認

出席申込にあたっては、様式4「べール品確認申込書」を作成し、連絡用メールアドレスから送付してください。

・受付期間	令和7年6月18日(水)午後1時から令和7年7月2日(水)正午まで (土・日曜日を除く)
・送付先	k_genryo@city.suita.osaka.jp

件名には、【ボトル to ボトル事業べール品確認申込（〇〇（団体名））】と記載してください。詳細については、応募資格決定した方に応募資格決定通知書にて個別にご案内させていただきます。

実際のべール品及び引渡場所・計量器を確認いただくために破碎選別工場にお越しくください。

べール品の確認は必ず行ってください。

なお、べール品の確認は、応募予定者ごとに日時を設定し、個別に対応いたします。所用時間は1時間程度の予定です。

- ・確認日時 ①令和7年7月15日（火）午前9時から正午まで
- ②令和7年7月16日（水）午前9時から正午まで

（4）応募資格決定通知

応募資格が認められた応募者に対しては、令和7年7月10日（木）に連絡用メールアドレスに電子メールにて通知し、同日付で通知書を送付します。また、応募資格決定通知書にて、べール品確認及びプレゼンテーションの実施日時について、詳細をお知らせします。なお、参加資格がない場合は、その理由を付して通知します。

（5）質疑受付・回答

質疑は応募資格決定者からの文書のみ受付します。様式5「募集要項に関する質問書」に記入のうえ、連絡用メールアドレスから送付してください。

電話等での問い合わせには応じられません。また、受付期間外の到着分については、無効とします。

- ・受付期間 令和7年7月16日（水）午前9時から令和7年7月23日（水）午後5時まで
- ・送付先 k_genryo@city.suita.osaka.jp
- 件名には、【ボトル to ボトル事業質問書（〇〇（団体名））】と記載してください。
- ・回答予定日 提出のあった質疑に対する回答については、令和7年8月1日（金）に吹田市ホームページで公表予定です。

ア 注意事項

- （ア）質問者の企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答は公表します。
- （イ）質問に際して、その質問及び回答の公表に支障がある場合は、その理由を質問書に明記してください。なお、本市で当該理由を不十分と認める場合は、質問及び回答を公表することがあります。
- （ウ）公表する内容は、質問とその回答のみとし、事業者名等は公表しません。
- （エ）類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- （オ）本市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とします。
- （カ）意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

（6）提案書等の提出

下記アに記載の書類を作成のうえ、連絡用メールアドレスからPDF形式で送信してください。（令和7年8月18日（月）午後5時までに必着）

なお、本市が受信できるメール1通の最大容量は約10MBとなりますので、容量がこれを超える場合は適宜分割しての送信をお願いします。

また、提案書等の提出を辞退する場合は、様式7「辞退届」を提出してください。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。

・受付期間 令和7年8月4日(月)午前9時から令和7年8月18日(月)午後5時まで
・送信先 吹田市環境部環境政策室 資源循環担当
住所：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
メールアドレス：k_genryo@city.suita.osaka.jp
件名には、【ボトル to ボトル事業の提案書等(〇〇(団体名))】と記載してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書

提案書の様式は任意としますが、下記の「提案書に関する留意事項」に留意してください。

また、提案書には本要項12ページの「審査項目及び配点等」の内容を必ず盛り込んで作成してください。本市のバール品に係る容リ協における落札価格については、2(3)ア(イ)売却物件を参照してください。

【提案書に関する留意事項】

- a 提案書の様式は任意としますが、用紙の大きさはA4判を基本とし、横書き長辺綴じとします。用紙の向きは縦横いずれでも構いません。どうしてもこれにより難しい場合は、提出の際メール本文にその旨を注記してください。
- b 余白は上下左右20mmをとってください。
- c 文字サイズは11ポイント以上としてください(図表の文字は除きます)。
- d ページ数はA4片面印刷で25ページ以内とします。図表等にやむを得ずA3判を使用する場合は、A4判2ページ分と換算します。また、ページ番号を一連で付してください。
- e 項目番号は、原則として1-(1)-ア-(ア)の順で付けてください。不足するときは適宜設定してください。また、図表番号等については、図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与してください。
- f 提案書の記載順は、審査項目I~IVの順としてください。同一審査項目内における審査内容(1~8)の記載順は問いません。
- g 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図や表などを適宜使用してください。また、提案内容の各見出しに、「審査項目及び配点表」内の対応する項目番号等を付記するなど、「審査項目及び配点表」との関連性がわかりやすく、かつ見やすく明確な提案書を作成してください。

(イ) 様式6「事業実施計画書」

前項((ア)提案書)の内容を簡潔に要約してください。

【提出書類等に係る注意事項】

- a 提出書類は、選定委員会におけるプレゼンテーションの際に審査する書類となります。提出書類に漏れ等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、または評価できないことがあります

ので、十分に精査のうえ提出してください。なお、提出された書類の変更または追加は認めません。
(本市が求めた場合は、この限りではありません。)

- b 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。
- c 提出書類は、理由にかかわらず一切返却しません。
- d 本事業の実施にあたり、その内容等を本市が公表する場合その他本市が必要と認める場合には、本市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。また、優先交渉権者の提出書類は、吹田市情報公開条例（平成14年3月29日条例第10号）に基づき非公開情報を除いて、情報公開の対象となります。ただし、契約にいたらなかった応募者の提出書類は、原則として非公開とします。

(7) 応募にあたっての留意点

- ア 応募申込書、提案書、事業実施計画書、その他の書類等の作成に要する費用及び応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- イ 本事業に係る物品売買契約は、「応募申込書」に記載された法人（単一法人の場合は当該法人、法人連合体の場合は代表法人または構成法人においてリサイクル事業に携わる法人（以下単に「物品売買契約者」という。)) の名義でのみ行うことができます。
- ウ 物品売買契約者が吹田市競争入札参加資格審査に係る申請による業者登録を行っていない場合は、必ず売買契約締結の1か月前までに吹田市総務部契約検査室で登録を行ってください。
なお、当該審査に係る申請は所定の申請期間内に行う必要があります。例年11月頃に実施されていますが、今後の予定については吹田市ホームページ等に掲載されますので、確認してください。
- エ 物品売買契約者が吹田市会計室における債権者登録を行っていない場合は、必ず売買契約締結時までに登録を行ってください。
- オ 提出資料等は、「法人」又は「複数の法人が共同する法人連合体」につき、1案とします。同一企業の本社、支社等による重複申込は認めません。
- カ 応募者が1者であったとしても、本プロポーザルは成立するものとし、応募者が無い場合は中止とします。また、応募がない場合、再募集については選定委員会で検討するものとします。

5 優先交渉権者の決定及び審査項目

(1) 優先交渉権者の決定

本市職員で構成する選定委員会を設置し、当該選定委員会において応募者から提出された提案書及びこれに基づくプレゼンテーションの提案内容を審査し、その審査結果を踏まえて本市が優先交渉権者を決定します。なお、選定委員会は、優先交渉権者の決定までは非公開とします。

ア 選定方法

(ア) 提案書の提案内容の審査については、応募者自ら行うプレゼンテーションの内容も含めて、選定委員会が行います。

プレゼンテーションの際の資料及び説明内容は、提出された提案書及び提出を求めた資料の範囲に限ります。提案内容の審査項目及び配点については、本要項12ページの「審査項目及び配点等」をご参照ください。

(イ) プレゼンテーションの実施日は、令和7年8月27日(水)を予定しています。時間等詳細については、別途通知します。

プレゼンテーションにおける時間配分は、各応募者30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とします。

プレゼンテーションは必ず本事業に実際に従事する者が行うものとし、出席者数は6名までとします。なお、会社名を特定できるようなもの(バッジ等)は身につけないでください。

また、プレゼンテーションの際は、提出された提案書を紙ベースで本市が指定する部数ご準備していただきます。パワーポイントの利用は可とし、プレゼンテーション用機材のうち、プロジェクタ及び接続ケーブル(HDMIタイプ)、スクリーン等は本市にて用意しますが、パソコンは応募者にてご用意ください。

(ウ) 応募多数の場合は、選定委員会の委員の意見を踏まえ、書類審査により応募者を選定したうえで実施することもあります。

(エ) 審査の結果、選定委員会の各委員が評価点(審査基準に基づき採点した点数の合計点)による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とします。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定します。

ただし、各選定委員の審査において必要な最低基準(60点)を満たしていない場合や、審査項目のうち売却価格に関する項目の提案金額が逆有償(マイナス提示)の場合は、失格とします

(オ) 選定委員会での審査の結果は、各応募者(法人連合体の場合は代表法人)に文書にて通知します。

なお、非選定者については、通知日の翌日から起算して7日以内に、選定されなかった理由の説明を電子メールにより市に求めることができるものとします。

(カ) 優先交渉権者が本募集要項等に違反した場合や、提出書類に虚偽の内容等があるなど優先交渉権者の提案内容の実現可能性が著しく低いと本市が判断した場合は、優先交渉権者の資格を取り消します。この場合、(エ)に定める次点であった者が優先交渉権者となりますが、次点の者がいない場合は、公募手続きを中止します。

イ 結果公表

審査結果は、吹田市ホームページ及び行政資料閲覧コーナーにおいて、閲覧に供する方法により行います。公表内容は次のとおりとします。

(ア) 選定事業者名(優先交渉権者名)及び評価点

(イ) 全応募者の名称(申込順)(ただし、全応募者が2者の場合には公表しません。)

(ウ) 全応募者の評価点(1位と順位付けした委員数の順。選定事業者以外はアルファベットにて表示)

(エ) 審査項目・基準、配点

(オ) 選定委員会委員の役職名

(カ) 選定委員会の会議録の概要

(キ) その他必要な事項

ウ 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- (ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (イ) 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (ウ) 事業選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) 4（3）のペール品の確認を行わないこと。
- (カ) その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

エ 協定及び契約の締結

優先交渉権者決定（通知）後、本市と優先交渉権者との間で、2か月以内に協定及び令和8年4月1日付で契約を締結していただきます。なお、売却開始時期については、令和8年4月1日です。協定及び契約について詳細は、本要項12ページをご参照ください。

(2) 審査項目及び配点等

別紙5「吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業 公募型プロポーザル提案審査 審査項目及び配点表」のとおりとします。

6 協定について

(1) 協定に基づく事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、毎年度事業期間満了までに事業者と協議のうえ、事業期間を1年間延長できるものとし、最長で令和10年度末まで延長することができるものとします。

(2) 協定内容

別紙3「吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業に関する協定書」を本市と締結していただきます。協定書の締結にあたっては、優先交渉権者と協定内容について協議を行います。

7 契約について

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年度の実績状況を踏まえ、「多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築」の実現に向け、提案どおりに市民に対し訴求力の高い具体的な啓発事業が実施されるなど、引き続き事業者として適切であると判断した場合は、令和9年度以降の契約を締結できるものとします。また、令和8年度から最長で令和10年度末まで（合計3年間）、1年ごとに契約を更新できるものとします。

(2) 契約内容

売却価格については、プロポーザルで提案された1kg当たりのペール品の単価（消費税及び地方消費税抜き）を採用します。

(3) 売却量の確定

2(3)ア(ウ)売却量の決定を参照してください。売却量については計量した重量を1回の売却重量として毎月集計を行い、引取月報（自由様式）を実施月翌月5日までに連絡用メールアドレスから提出をお願いします。（売却量については、毎回「計量伝票」を発行します。）

※ 本市の計量器は計量法に基づき定期検査を実施し、計量検定に合格しております。

(4) 売却金額の納付方法

売却月の翌月に、吹田市が発行する「納入通知書兼領収書」により納付し、金融機関の領収日付印の押印を受けた納入通知書兼領収書（写し）を本市担当者宛てに連絡用メールアドレスからの電子メールにて送付してください。なお売却金額については、消費税及び地方消費税を含むものとします。

払込みに係る日程については、次のとおりとします。

売却時期	取引重量確定日	納付書 発送予定日	納付期限※
4月	5月5日	5月15日	5月31日
5月	6月5日	6月15日	6月30日
6月	7月5日	7月15日	7月31日
7月	8月5日	8月15日	8月31日
8月	9月5日	9月15日	9月30日
9月	10月5日	10月15日	10月31日
10月	11月5日	11月15日	11月30日
11月	12月5日	12月15日	12月28日
12月	1月5日	1月15日	1月31日
1月	2月5日	2月15日	2月28日
2月	3月5日	3月15日	3月31日
3月	4月5日	4月15日	4月30日

※土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日とします。

(5) 売却予定量（年間予定量）

売却予定量は次の表のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
13,000kg	19,500kg	19,500kg	20,000kg	26,500kg	26,500kg
10月	11月	12月	1月	2月	3月
19,500kg	19,000kg	12,500kg	19,000kg	12,500kg	12,500kg

(6) 契約保証金

契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とします。ただし、同規則第 113 条第 3 項のいずれかの規定に該当する場合は、減額することがあります。

(7) 提出書類及び提出期限

次の書類をそれぞれ指定する期日までに、連絡用メールアドレスから本市が指定するメールアドレスに提出していただきます。事業期間を更新した場合でも、提出が必要です。なお、提出書類に変更が生じた場合には、速やかに提出してください。

- ① （任意様式）再生資源（ペットボトル）買取報告書（各月翌月 5 日）
- ② （任意様式）再生資源（ペットボトル）の再商品化に関する報告書（再資源化の流れ）（毎年 4 月。報告書内容に変更があれば随時）
- ③ （任意様式）再製品化及び販売実績報告書（半期終了翌月 10 日）
- ④ その他、本市が求める報告（年間報告等）

(8) その他の留意事項

本協定及び契約の履行に際し、事業者の責任に基づく行為により、本市及び本市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、事業者が責任を負い損害を賠償するものとします。

8 留意事項

- (1) 提出書類は、いかなる理由に関わらず返却しません。
- (2) 募集要項に修正・変更・追加等があった場合は、応募者全員の連絡用メールアドレスに電子メールにて送付します。
- (3) 天変地異等によりやむを得ない事情のある場合は、本公募を休止または中止等する場合があります。
- (4) 本公募につき、故意または過失の有無を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを保障しません。また、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
- (5) 協定書及び契約書等の各条項等の解釈について、疑義が生じた事項、または、これらに定めのない事項については、本市と事業者が協議のうえ、定めるものとします。
- (6) 本公募に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第 1 審の専属的管轄裁判所とします。
- (7) 応募申込書及びプレゼンテーションにあたっての使用言語は全て日本語とし、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特段の断りがない限り日本標準時とします。
 - ア 「年」と記載のあるものは暦年とし、「年度」とあるものは地方自治法第 208 条に規定する会計年度とします。
 - イ 1 か月を単位として記載した期間については、暦に従って計算します。
- (8) 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各項目間あるいは募集項目と質問への回答との間で矛盾が生じている場合、または誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届け出

てください。

(9) 特段の断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、法人連合体の場合は、代表法人への到達をもって、法人連合体全員への到達があったものとみなします。

(10) 協定及び契約に要する費用は、事業者の負担となります。

以 上

9 添付資料一覧

(共通)

別紙1：ペール品及び荷姿写真

別紙2：ペットボトルペール品引渡場所及び搬出経路

別紙3：吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業に関する協定書（案）

別紙4：再生資源（ペットボトル）売買契約仕様書（案）

別紙5：吹田市ペットボトルのボトル to ボトル（水平リサイクル）推進事業 公募型プロポーザル提案

審査 審査項目及び配点表

様式1-1：応募申込書（代表法人用）

様式1-2：応募申込書（構成法人用）

様式2：市税調査に関する誓約書兼承諾書

様式3：申込資格誓約書

様式4：ペール品確認申込書

様式5：募集要項に関する質問書

様式6：事業実施計画書

様式7：辞退届